

平成20年度
第3回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成21年2月19日（木）

午後1時25分～3時30分

場所：太子町役場 第2会議室

平成 21 年度第 3 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

日時：平成 21 年 2 月 19 日（水）

開会：午後 1 時 25 分

閉会：午後 3 時 30 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

- ① 平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について
- ② 国民健康保険税の税率改正（案）について
- ③ 介護納付金に係る課税限度額の見直しについて

3. 委員の出席・欠席

出席委員： 桜井 公晴 佐野 芳彦
 富岡 治彦 寺西 信郎
 小田 寛治 山木戸 淑子
 松木 功治

欠席委員： なし

4. 事務局

副町長 八幡 儀則
生活福祉部長 丸尾 満
町民課長 井上 一幸 係長 森川 勝
税務課課長 丸尾 清和

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 会長 桜井 公晴 、 副町長 八幡 儀則

3. 会議録署名委員の指名

会長が富岡治彦委員と山木戸淑子委員を指名

4. 議題

井上課長：資料に基づき、「特定健診、特定保健指導の状況について」報告

会 長：これについて、ご質問等ございますか？

無いようでしたら続いて予算の説明をお願いします。

① 平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について

井上課長：資料に基づき、「平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）」について説明

配布した資料

ア 平成 21 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算書（案）

イ 詳細説明

会 長：平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について説明がありましたが、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

会 長：休憩したいと思います。休憩中にご意見があればいただきたいと思います。

休 憩

会 長：それでは、再開します。休憩中にいろいろな意見がありましたが、保険税の改正が反映された予算の説明があったわけですが、特段変わった点はなく、一部出産育児一時金が引き上げられた点ぐらいだと思います。そやね？

井上課長：出産育児一時金についてもそうですが、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金につきまして、平成 20 年度は 12 分の 11 でありましたが、平成 21 年度は満額ということで、増えております。また、医療費につきましても、平成 20 年度については診療報酬の引き下げが低かったということで、医療費も伸びております。

会 長：何でも結構ですので、ご意見なり質疑をお願いします。

佐野委員：平成 21 年度予算編成では、医療費の伸びについて 3.0%を見込まれているが、平成 19 年度と平成 20 年度を比較し、どれほど伸びているのか？

井上課長：平成 20 年度は、平成 19 年度と比較し、半年間の状況ではありますが、一

般と退職を合わせまして 3.9%伸びております。これは平成 20 年度前半の伸びであり、今後後半どう推移していくかを注意していきたいと思います。

佐野委員：平成 19 年度ではどうなのか？医療費が高齢化もあり、どういうカーブで伸びてきているのかを知りたい。

井上課長：今、手元に資料がないんですが。

丸尾部長：国が見込んでいるのは 5%台と思います。

井上課長：国は全国平均で見込んでおり、保険者により若い被保険者の多いところと、お年寄りの多いところではその見込みが違ってきますので一概には比較できない。

佐野委員：医療費の伸びがこれからもどんどん増えるということであれば、負担も上げていかなければならないし、実際に医療費がどれほど伸びているのかを知りたい。

会 長：前に話のあった透析者が一人増えればいくらかかるとかそういう話と関連するのでは？

井上課長：太子町ですと 1 年間に 2 人増えています。透析者が一人増えれば年間 500 万円、月平均 40 万円かかります。透析者の方の自己負担額の上限が 1 万円、上位所得者で 2 万円ですのでほとんど全額国保の負担になります。ですから、二人合わせて 1 千万円づつ増えており、国等からの補助金の半分をひいても 500 万円づつ増えている状況で、これも保険税で賄わなくてはならないという状況です。

丸尾部長：我々の太子町国保の様な小さい保険者では、ひとつ大きな医療がでると大きなブレとなります。

寺西委員：太子町で透析の方は何人おられるのですか？

井上課長：太子町国保で現在 26 名です。

寺西委員：一人 500 万、1 億 3 千万ほど。でも実際透析を受けておられる方も大変です。週 3 回ほど通って 1 日 3 時間かけて血液全部をきれいにするんですから。

井上課長：透析する回数はレセを見ますと 1 ヶ月、14 日が最高みたいですね。

会 長：佐野委員の質問に対する答え、わかったか？
休憩します。

休 憩

会 長：再開します。

井上課長：先ほどの医療費の伸びですが、平成 18 年度と平成 19 年度の一般被保険者の比較では一人あたりの保険者の負担額が平成 18 年度 164,750 円、平成 19 年度 177,944 円と伸び率は 8%となっています。

佐野委員：平成 21 年度の医療費の伸びが 3%と見込んだのは、後期高齢者が抜けたからということか？

井上課長：今申し上げた数値は、75 歳以上を除いた分の数値です。
平成 20 年度前半の伸び率は先ほど申し上げました 3.9%です。

会 長：他にございますでしょうか？

会 長：前回、収納率を検討するように言っていたことについては、どう検討したのか？

丸尾部長：予定収納率の関係でございしますが、徴収においては高い収納率を目指すのは当たり前であります、現実から離れた数値の計上は、国保の財政運営の基本である規律制という面から言っても相入れられないものと考えます。

会 長：一般会計という大きなマスでの負担は検討したのか？

丸尾部長：予定収納率と同じ根底にあるわけですが、国保財政構造の構成上からも一般会計からの潤沢な繰入はなかなか取りにくいということでもあります。

会 長：先ほど休憩中に小田委員からも出ておりましたが、応能割合・応益割合の関係で、今回のように応能割合で引き上げることによって税収面の資産割がどのように影響を受けるかを見ないといけないが、応能応益のバランスから考えると、次の段階では応益割合の平等割、均等割を上げることになり、より低所得者に負担を強いることになる。その中でいつそのこと資産を持っているだけでは何の役にも立たないので、資産割は無くすることを検討すべきと言ってきたがどうか？

井上課長：資産割につきましては、県下市町でも採用していない市町もあります。前回の資料に基づき申し上げましたが、播磨町、稲美町におきましても所得割のみであります、本町につきましても前々からご意見もあり、全くゼロとするのはいかがとは思いますが、資産割の税率の引き下げを考えていきたいと担当課として思います。ただし、資産割を引き下げた分については所得割で賦課をさせていただきたいと考えています。

会 長：資産というのは、運用すれば所得が生まれ、所得割でかかってくる。売らなければ何も生まない。税金を払うだけである。応能というのは、持っていることが能力ではないから、所得がある者を応能とするべきである。応能の考え方を整理すべきである。

井上課長：国民健康保険はいろいろな職種の方が入って来られ、年齢層もいろいろであり、相互扶助の精神に基づき運営されている。資産のある人にも理解いただき、資産のない人にも理解していただく必要があります、被保険者間の共通の理解が必要で、諸々のことを考え、国の標準マニュアルであります応能割で所得割 40、資産割 10 というのが妥当と考えますし、所得割だけで応能割を賦課するのはどうかと考えます。
長期的に順次下げていくのがベターであると考えます。

会 長：この制度を作っていく過程では必要であっても、今は必要ではないのではないか。県下市町でも所得割だけでしている市町も出てきている。

山木戸委員：資産割がなくなれば、年金収入だけの方の負担は増えるということですね。資産のない者から見ると、資産のある方は所得は生まないかもしれないが、あれば売れば生むことに間違いはない。無い者は手放せないんですね。どちらがいいのか難しいですね。

会 長：一般的には資産割の賦課対象の人数は、何人だったかな？

井上課長：2,516 人です。

副 町 長：今、会長から資産割の方式を止めるべきではないかのご意見がありますが、41 市町の中で約 4 割が資産割を採用していない。採用している市町で、太子町は 20%、他の市町では 7.5 から 28.5%と幅広く柔軟性を持たせている。太子町の 20%が妥当かどうかは一概には言えませんが、今は妥当と判断し行っているところです。ただ、委員各位から徐々に見直していくべきという方向であれば、そういう方向で検討したいと考えますし、将来的にはゼロにしていくという方向性もあると思います。ただ、県下 41 市町のうち資産割をゼロにしているのが 16 と数としては少ないんですね。調査、検討しなければなりませんが、公平性、平等性を考慮し、検討したいと考えます。
委員各位の皆さんの多くが見直して、低くしていくべきであるというご意見であれば、その方向で検討したいと思います。

会 長：それは前から徐々に減らしていくという約束である。今改めての意見ではないので、おかしい。太子町の姿勢として残しておくという説明ではわかるが。都市で資産割を減らしているのは、バランスを考えて所得割に変えていっているのである。最初は 30%だったのが長い間かかって 20%に変わった。考え方としては減らすんだと。ゼロにしたいくないというなら

したくないと言えはいい。

副 町 長：資産割がゼロのところは、神戸市とか尼崎市とか西宮市とか芦屋市とか都会で所得が非常に高く、所得割で国保税が多く入ってくるところかなと感じます。太子町も町の中では所得が高い方であることは否定しませんが、県下では資産割がゼロであるところは少数であるということは踏まえなければならぬと思います。また、県下では資産割 7.5 から 28.5%の幅で、太子町 20%は高すぎるとは言えませんが、21 年度は所得割で改正をさせていただくということで、資産割については、もっと十分協議していきたいし、過去の経緯から下げていくという方向も聞いておりますので、それも踏まえて事務局も検討していきたいと思います。

佐野委員：ある程度町としての目標、この辺までというパーセンテージを決めてもらってそれに向けて段階的に引き下げを行っていただいた方がいいのでは？

副 町 長：何年後にここにもっていききたいということも考えていかなければならないと思います。

過去の経緯を見ますと、資産割については 49%からスタートし、47、45、30、28、25 と引き下げし、平成 20 年に 20%にさせていただいたのですが、検討してからということになります、ある程度の目標を立ててとおっしゃられる意味は十分わかります。

会 長：資産割の検討のときにゼロの論議はした。当局がゼロにしたくないのであれば、理由をつけてそういう風に言えはいいのである。これまでの運営協議会の意見としてはゼロに近づけようということだったんです。

丸尾課長：税の立場からすると、資産割は税の二重取りとよくお叱りを受けることが多い。

今副町長がご説明しました資産割の推移を説明するんですが、資産割を減らせば所得割が増えます。その所得割は今の収入に対する税ではなく、1 年前の所得に掛かり非常に負担感が伴ってくるんですね。退職後の所得に対する課税ということもあり、税務課としてジレンマとなっている。

今、会長、佐野委員がおっしゃられる資産割を引き下げる落着かせ所は非常に難しい。地方税が 1 年前の収入にかかる。収入がない。徴収率が下がる。一方、資産割はある程度いただきやすい。もっと検討していかなくてはならないと税務課サイドでは思います。

会 長：当局の、今年は据え置きたいという意志は出ているが、資産割がしんどいという人もいるのも間違いないから。

資産割を引き下げよう、ゼロにしようという意見があったことは記憶してもらわないといけないし、資産は所得を生まないということを認識してもらわないといけない。

今、現年の医療分で資産割が 2 億 1 千万これに対する 20%で何人が払って

いるのか？

井上課長：2,516 人です。

丸尾課長：正確には 2,516 世帯です。

井上課長：割合でいいますと、57.35%の方が資産割を納めていただいています。

会 長：いずれにしろ、今後の方向として資産割をゼロにはしたくないというのもわかったけど、一定の水準までは下げるということの確認をしたいが？

副 町 長：会長のご意向はわかるが、いろいろな意見を聞いていただきたい。
20 まで引き下げてきたが、他の現委員さんが、まだなおかつ、引き下げるかを聞いていただきたい。

会 長：資産割については前からもあって、検討の結果はどうだったかと言っている。今まとめる話ではない。佐野委員が言っているように町としての目標を持つべきである。

佐野委員：私の言っているのは、研究・検討してくれということである。

小田委員：軽減世帯は何件ぐらいあるんですか？

井上課長：平等割が 1,575 世帯、均等割 2,817 人を軽減しています。全体で 4,387 世帯ですから 35.9%が軽減世帯ということになります。

会 長：他にございますでしょうか？
無いようでしたら、私はこれを認めるわけにはいかないが、国民健康保険税の税率改正と介護納付金に係る課税限度額の見直しについてをもう一度改めて説明してもらって確認しましょうか？

井上課長：税率改正としまして、所得割 5.3%を 6.0%に改正し、介護納付金の賦課限度額については 9 万円を 10 万円に改正させていただいて、平成 21 年度予算を編成させていただきました。

会 長：それでは、その他に移りましょうか？

丸尾課長：税務課としまして、国保の減免規定の制定・廃止を行いたいと考えております。低迷する経済情勢を反映し、平成 21 年度課税分から失業等で生活が著しく困難になった者に対する税負担の軽減を図るため、現行の国保税の減免規程を廃止し、新たに減免規程を制定したいと考えています。ただ、失業等で生活が著しく困難になった者の定義ですが、定年退職者や自己都合退職は除いております。いわゆる解雇の方を対象としています。既存の

減免規程は、20 年 4 月から施行しましたが、後期高齢者医療制度の発足に伴い、社会保険の被扶養者であった者が国保に加入した場合に新たに国保税の負担が発生しましたので、減免規定を設けていました。しかし、条例の中では「災害等により生活が著しく困難となった者及びそれに準ずる者」という規定はありますが、それを何割減免するという規定がありませんでしたので、条例を改正し、減免規程を改正したいと考えています。具体的には、災害等により生活が著しく困難となった者については、火災等当該事由発生日以後に到来する納期分の税額の 50%を落とすことを考えています。失業等により生活が著しく困難になった方については、退職、休業又は疾病等による休職で、3 ヶ月以上職のない方で、今年の所得が前年所得の 2 分の 1 以下になる者を対象としています。前年中の所得が 200 万円以下の方については、所得割額の 50%、200 万円を超え 400 万円以下の方については、所得割額の 30%、400 万円を超え 600 万円以下の方については、所得割額の 20%を減免するよう考えているんですが、退職等の事由発生日から 3 ヶ月経ってから申請いただくこととしており、それ以後の納期の税額を減免しようと考えています。町民税については、自己都合による退職についても減免の対象とさせていただくんですが、国保税については自分の保険税をご負担いただくという目的税という性格から近隣市町でも一律退職者を減免しない取扱いとしているようです。町民税の減免申請の状況から推計すると、減免該当者は 10 数名程度で減免額は 50 万円程度と見込まれますが、昨今の派遣ぎれという報道を見ますと増加することが予想されます。今、申し上げましたのは、国保条例の改正を受けてということになりますので、条例が議会で制定された以降告示させていただく予定です。

会 長：その他特別の事情は削除しないね。

丸尾課長：国保税ではもともとありませんし、その条文は入れておりません。失業等で生活が著しく困難になった者に対して減免するということで、一歩前進したということで多少とも改善したと思っていただけたらと思います。

会 長：前提条件として 2 分の 1 の所得というのはかなりのハードルだと思う。その他特別な事情を作っている市町があるし、入れたらいいと言っている。

丸尾課長：実際、東の方の保険者であるのは知っておりますが、西の方の保険者ではほとんどありません。次回検討するということで今回はテレビ等で報道されている方が少しでも負担軽減になればと思い廃止・制定することです。

会 長：この減免規程も、条例改正の中に入るということなので

丸尾課長：今申し上げました減免の 2 分の 1 などの規程は条例には入りません。

会 長：規則か何か？

丸尾課長：規程です。

会 長：他にございますか？

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成21年3月18日

議 長

桜井 久晴

署名委員

高岡 治彦

署名委員

山本 戸 淑子